

○岡山県渋川青年の家条例施行規則

昭和三十八年四月一日

岡山県教育委員会規則第七号

〔岡山県青年の家規則〕を次のように定める。

岡山県渋川青年の家条例施行規則

(平二〇教委規則四・平二二教委規則一・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県渋川青年の家条例（昭和三十八年岡山県条例第六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭四二教委規則一八・昭四八教委規則九・平一二教委規則三・平一八教委規則一・平二〇教委規則四・平二二教委規則一・一部改正)

(休所日)

第二条 岡山県渋川青年の家（以下「青年の家」という。）の休所日は、十二月二十八日から翌年一月四日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、岡山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けて、休所日に開所し、又は臨時に休所日を定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨を青年の家の掲示板に公示するものとする。

(昭五六教委規則一一・追加、平一二教委規則三・平一八教委規則一・一部改正、平二〇教委規則四・旧第八条繰上・一部改正、平二二教委規則一・旧第三条繰上・一部改正)

(利用の許可等の申請)

第三条 条例第六条第一項の規定により青年の家の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の許可に当たっては、勤労青少年（条例別表の一の表の備考二に規定する勤労青少年をいう。）、青少年（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、専修学校及び各種学校に在学中の者並びに満十五歳以上満二十五歳未満の者を主たる構成員とする社会教育関係団体の構成員をいう。）及び青少年指導者の利用を優先させるものとする。

(昭四一教委規則八・昭四三教委規則三・一部改正、昭四八教委規則九・旧第六条繰下、昭五六教委規則一一・旧第七条繰下・一部改正、昭五六教委規則一一の二・平九教委規則九・平一二教委規則三・平一八教委規則一・一部改正、平二〇教委規則四・旧第九条繰上・一部改正、平二二教委規則一・旧第四条繰上・一部改正、平二三教委規則一・一部改正)

(利用者等の遵守事項)

第四条 条例第六条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守

しなければならない。利用者の行う行事等のために入所する者も、同様とする。

- 一 利用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- 二 火災、盗難等の発生予防に留意すること。
- 三 指定管理者の指示に従うこと。
- 四 その他指定管理者が必要と認める事項

(昭五六教委規則一一・追加、平一八教委規則一・一部改正、平二〇教委規則四・旧第十条
繰上・一部改正、平二二教委規則一・旧第五条繰上・一部改正)

(損壊の届出等)

第五条 利用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出てその指示に従わなければならない。

(平一二教委規則三・追加、平一八教委規則一・一部改正、平二〇教委規則四・旧第十一条
繰上・一部改正、平二二教委規則一・旧第六条繰上)

(利用の終了の届出)

第六条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

(平二〇教委規則四・追加、平二二教委規則一・旧第七条繰上)

(研修等)

第七条 条例別表の一の表の備考一に規定する教育委員会規則で定めるものは、次に掲げる活動又は研修(条例別表の二(一)の表に掲げる施設のうちいずれかのみを利用するため、区分を指定して利用の許可の申請をするものを除く。)とする。

- 一 学校が実施する活動
- 二 社会教育関係団体が実施する活動
- 三 法人その他の団体が実施する研修
- 四 前三号に掲げる活動又は研修のほか、これらに準ずるものとして指定管理者が認めるもの

(平二三教委規則一・追加)

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、青年の家の管理に関し必要な事項は、教育委員会又は教育委員会の承認を受けて指定管理者が別に定める。

(昭四一教委規則八・一部改正、昭四八教委規則九・旧第八条繰下、昭五六教委規則一一・
旧第九条繰下、平一二教委規則三・旧第十二条繰下・一部改正、平一八教委規則一・旧第十
三条繰上・一部改正、平二〇教委規則四・旧第十二条繰上、平二二教委規則一・旧第八条繰
上、平二三教委規則一・旧第七条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 岡山県中央公民館規則(昭和二十五年岡山県教育委員会規則第五号)は、廃止する。

附 則(昭和四一年教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四二年教委規則第一八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四三年教委規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四六年教委規則第四号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年十二月二十三日から適用する。

附 則(昭和四六年教委規則第一五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 岡山県海事研修所規則(昭和二十五年岡山県教育委員会規則第四号)は、廃止する。

(関係規則の改正)

- 3 岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則(昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和四八年教委規則第九号)

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和五二年教委規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年教委規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五六年教委規則第九号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五六年教委規則第一一号)

この規則は、昭和五十六年八月一日から施行する。

附 則(昭和五六年教委規則第一一号の二)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五八年教委規則第一号)

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年教委規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用等）

- 2 第一条の規定による改正後の学校教育法施行規則実施細則の規定、第二条の規定による改正後の岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の規定、第三条の規定による改正後の岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の規定、第四条の規定による改正後の岡山県立学校管理規則の規定、第五条の規定による改正後の岡山県総合文化センターの組織及び事務分掌規則の規定、第六条の規定による改正後の岡山県青年の家規則の規定、第七条の規定による改正後の岡山県青少年教育センター閑谷学校規則の規定、第八条の規定による改正後の岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則の規定、第九条の規定による改正後の岡山県教育センター規則の規定、第十条の規定による改正後の岡山県情報処理教育センター規則の規定、第十一条の規定による改正後の岡山県農業機械教育センター規則の規定及び第十二条の規定による改正後の岡山県古代吉備文化財センター規則の規定（以下「改正後の諸規則の規定」という。）は、昭和六十年七月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 適用日に第二条の規定による改正前の岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の規定、第三条の規定による改正前の岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の規定、第四条の規定による改正前の岡山県立学校管理規則の規定、第五条の規定による改正前の岡山県総合文化センターの組織及び事務分掌規則の規定、第六条の規定による改正前の岡山県青年の家規則の規定、第七条の規定による改正前の岡山県青少年教育センター閑谷学校規則の規定、第八条の規定による改正前の岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則の規定、第九条の規定による改正前の岡山県教育センター規則の規定、第十条の規定による改正前の岡山県情報処理教育センター規則の規定、第十一条の規定による改正前の岡山県農業機械教育センター規則の規定及び第十二条の規定による改正前の岡山県古代吉備文化財センター規則の規定による主任指導主事、主任社会教育主事、主任司書、主任学芸員、文化財主幹、文化財保護主査、学事主査、管理主査、施設主査又は主任の職にあつた者で、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後において、改正後の諸規則の規定（第一条の規定による改正後の学校教育法施行規則実施細則の規定は除く。）による指導主事、社会教育主事、司書、学芸員、文化財保護主幹、文化財保護主任、学事主任、管理主任、施設主任又は主査（以下「指導主事等」という。）の職にあつた者として適用日から施行日の前日までの間の期日を定めて教育委員会が指定するものは、改正後の諸規則の規定（第一条の規定による改正後の学校教育法施行規則実施細則の規定は除く。）の適用については、当該期日以後指導主事等の職にある者とみなす。

附 則（昭和六三年教委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年教委規則第八号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成二年教委規則第四号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年教委規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年教委規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年教委規則第五号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成八年教委規則第一〇号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成八年十月一日から施行する。

附 則（平成九年教委規則第九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の岡山県立高等学校通信教育規則、岡山県青年の家規則、岡山県青少年教育センター関谷学校規則、岡山武道館条例施行規則、岡山県立盲学校、聾学校及び養護学校学則、岡山県立吉備路郷土館条例施行規則、岡山県津山体育館条例施行規則、岡山県倉敷総合屋内水泳センター条例施行規則、岡山県美作ラグビー・サッカー場条例施行規則、岡山県備前テニスセンター条例施行規則及び岡山県津山陸上競技場条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一〇年教委規則第九号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年教委規則第七号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年教委規則第三号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年教委規則第一一号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年教委規則第一七号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年教委規則第六号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年教委規則第一号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年教委規則第一五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第四号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年教委規則第一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第一号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。